

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区宮城一丁目6番15号

氏名 エスジー 株式会社
代表取締役 塩貝 久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年11月 4日

許可の有効年月日 令和 8年11月 3日

1. 事業の範囲

中間処理

【事業場①】

切断（破碎）：廃プラスチック類（金属くずに付着するものに限る。）、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（金属くずに付
着するものに限る。） 以上3種類

圧縮（破碎）：廃プラスチック類（金属くずに付着するものに限る。）、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（金属くずに付
着するものに限る。） 以上3種類

【事業場②】

切断（破碎）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）
及び陶磁器くず 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

【事業場①】埼玉県八潮市大字西袋字川東934番、935番1、935番2、936番、937番、
942番1 以上6筆（面積1,973.52㎡）

【事業場②】埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼9番 以上1筆（面積3,050.00㎡）

処理施設及び保管施設の概要は2面以降のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、2面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和 3年11月 4日	指令産廃第793-1号	新規許可
	以下余白	

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無